

令和2年度第1回函館市空家等対策協議会 議事録

○ **開催日時** : 令和2年7月2日(木) 10時00分～10時50分

○ **開催場所** : 函館市役所本庁舎8階 大会議室

○ **議 事**

議案1 会長および副会長の選出

議案2 空家等対策協議会運営要領の決定

議案3 部会委員の指名

議案4 次期「空家等対策計画」の策定スケジュールなど

○ **出席者**

協議会構成員 11名

事務局員(都市建設部) 7名

○ **傍聴人等**

報道関係者 2名

一般傍聴人 0名

..... 1 開 会

..... 2 市長あいさつ

○ 市長

おはようございます。本日は、委員の皆さんには、大変ご多用の中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃函館市政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

今年に入って2月以降、新型コロナウイルス感染症が日本だけでなく世界的にも猛威をふるってござりまして日本では全国的な緊急事態宣言が解除されたところではあります。ただ、まだまだ収まるには程遠い状況にあります。函館でも2月に3名、4月に4名ですが感染経路ははっきりしている。例えば、4月の2名の老夫婦の方は東京から来たお孫さんから。その後のお2人も北海道がんセンターに入院してそれで感染してきたということで、市中感染と言いますか、街中でいろんな所で感染したという人が出ておりません。幸いなことに。ただ、現状だいぶ落ち着いてきたとは言いながら、やっぱり首都圏ではずっと1週間くらいでしょうか50名、昨日は60数名、夜の街関連ということで非常に増えておりますし、また札幌圏もまだまだ収まらない。札幌市から小樽市に昼カラの関係で、昼カラオケで出ているという状況であります。函館でもあるいは全国的にもそうですが、非常に市民生活、企業の経済活動にも影響が出ているところでもあります。函館では4月の4名の感染以来もう2ヵ月以上、70日以上感染者は出ておりません。ただ、道民割だとか非常にこれから国のgo to travelキャンペーンというのが始まります。観光客が出入りすることが非常に多くなります。函館市も7月10日からすべての公共施設やいろんな制限についても解除するという方向であります。さまざまなプレミアム商品券あるいはプレミアム飲食券それから旅行者、宿泊者に提供する2千円のグルメクーポンといったものも7月10日から使えるようになって、街中に人もお金も回り出すという状況になるわけですが、一方で、外からウイルスを持ち込まれるということを非常に心配しているところでもあります。さまざまな対策を一次補正、二次補正とやって参りまして、今第三次補正というのを来週の月曜日6日に公表することにしております。経済対策ももちろんありますし、市民、事業者への支援そして感染症対策、三本の柱で発表させていただいて9日に臨時会があります。そうするとこの予算も9日に成立しますから10日からこれを使えるということですね。すべて7月10日から動き出すことになっております。ただ、まだまだ予断は許されませんので引き続き感染症対策全力を尽くして参りたいというふうに考えているところでもあります。

さて、本協議会の設置目的であります空家対策についてであります。本市の空家の状況につきましてはこの5年ほどで空家の数が約1割、放置空家が約2割増加しているところでありまして、全国的にも同様の傾向が見られるとこ

ろであります。こうした中、平成28年度に「函館市空家等対策計画」を策定し、危険な空家の解体工事に対する補助制度の創設や、空家情報のデータベース化など、様々な空家対策を進めてきたところでもあります。その結果、計画の目標として掲げた重点対象地区内の特定空家の解消戸数120戸に対し、これまでの4年間で約140戸の特定空家が解消されるなど、一定程度効果が上がってきており、空家管理に対する市民の皆さんの意識は、高くなってきているものと感じているところであります。

また、市の中でも、高齢化率が高く、空家や空地の多い西部地区では、宅地が狭いとか、道路に接していないなど、利活用の難しい区画が多いことから、観光と居住が融合した良質な住宅地としての再整備について、鋭意検討を進めているところであります。本協議会では、こうした現状を踏まえ、新たな空家等対策計画の策定に向けて協議していただきたいと考えております。委員の皆さんには、各分野において得られた知見等に基づいて、忌憚のない活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

..... 3 委員の紹介

○ 事務局員

続きまして、この度委員にご就任いただきました10名の皆様をご紹介します。お手元の委員名簿に掲載しております五十音順に紹介させていただきます。

委員Aでございます。

委員Bでございます。

委員Cでございます。

委員Dでございます。

委員Eでございます。

委員Fでございます。

委員Gでございます。

委員Hでございます。

委員Iでございます。

委員Jでございます。

最後に函館市から、都市建設部長でございます。

以上でございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

..... 4 事務局職員の紹介等

..... 5 函館市の空家対策について

○ 事務局員

会議次第の2ページ目をお開き願います。

「5函館市の空家対策について」でございます。内容につきましては、都市整備課長からご説明申し上げます。

○ 事務局員

それでは、会議次第「5 函館市の空家対策について」をご覧ください。こちらにつきましては、(1)、(2)とありまして一括してご説明致します。

(1)につきましては、空家対策に関し、本市や国、北海道が、それぞれこれまで取り組んできました主な内容について、(2)につきましては、その中でも、本市の空家対策の元となっております現「函館市空家等対策計画」の概要になっております。

それでは、(1)空家対策に関する市や国などの取り組み状況について、ご説明します。2ページをお開き願います。一番左の列に、市、国、道と各組織を、一番上の行に各年度が記載しております、それぞれ時系列でご説明いたします。

まず、平成25年度の1月に市が、市民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を保全するため、「空家等の適切な管理に関する条例」を施行しました。この当時、空家問題というものは、社会問題化しているものの、後に立法化した空家特措法がなく、本市には、市民から空家の相談は増え続けていたそういった状況下から、国に先駆けて、空家問題に対応するため条例を制定しておりました。

その後、上から3段目になりますが、平成26年度の2月に国が、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行しまして、いよいよ、国を挙げて本格的に空家対策に取り組むこととなりました。この法律の施行により、建物所有者の責務のほか、国や市の役割に関すること、空家対策を総合的に実施するための空家等対策計画に関すること、建物所有者について税情報の内部利用に関することなどが規定され、空家に関する対策を推進することが可能となったところでございます。

また、国では、法の施行に合わせ4段目の「基本指針」や5段目の「特定空家等に関するガイドライン」を策定しております、基本指針では、空家対策を総合的に実施するため、国や市の役割など空家対策を進めるうえの基本的な事項のほか、計画策定にあたって、定めるべき事項や考慮すべきことなどが示されたところでございます。特定空家等に関するガイドラインでは、特定空家等の判断基準や特定空家に対する措置に係る手続きなどが具体的に示され、各自治体ではより効果的な取り組みが可能となったところでございます。

最下段になりますが、平成27年度の12月には、道が、市町村の空家等対策を支援するため、空家等対策に関する取り組み方針を策定し、道の基本的な

考え方が示されたところでございます。

上から２段目になりますが、平成２８年度の４月には、市が空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定し、これまで、様々な取り組みを進めてきたところでございます。計画の概要については、次の(２)でご説明します。

その後、下から２段目になりますが、平成３０年度に国において、所有者情報の外部提供に関するガイドラインを策定しておりまして、空家の利活用の促進に必要な所有者情報の提供に関する留意点などが、示されたところでございます。

そして、最後になりますが、昨年、令和元年１２月には、北海道から市町村支援の一つとして、空家等対策計画の雛形も示されたところでありまして、次の市の空家等対策計画を策定する際に、この雛形も参考としていきたいと考えております。

以上が(１)空家対策に関する市や国などの取り組み状況についての説明になります。

続いて(２)函館市空家等対策計画の概要について、ご説明いたします。３ページをお開きください。お手元には、資料２としまして、函館市空家等対策計画を配付しておりますが、説明につきましては、３ページの概要でご説明いたします。

第１章計画策定の目的と位置付けになります。この計画は、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家特措法に基づき策定した計画でございまして、計画期間を平成２８年度から令和２年度としたところでございます。

第２章函館市の空家等の現状と課題になります。空家等対策に取り組むためには、まずはその現状と課題を明らかにする必要があることから、平成２５年住宅土地統計調査結果などによりその現状を、そしてその現状を踏まえて課題を整理してございます。

現状の説明に入る前に、まずは住宅土地統計調査ですが、これは国が５年ごとに実施している調査でありまして、住宅とそこに居住する世帯の居住状況のほか、世帯の保有する土地、空家等の実態を明らかにする調査でございまして、市町村ごと、または都道府県ごと、全国とそれぞれ集計しているデータになります。

そこで、本計画においては、計画策定当時の直近のデータを掲載しておりまして、一つ目の○、平成２５年住宅土地統計調査結果になりますが、本市の空家の数は２２、５３０戸、空家率は１５．６％となっており、空家率は全国の１３．５％よりは高いものとなっています。また、それらの空家のうち住宅市場に流通していない空家が９、１７０戸、そのうち３、６５０戸が腐朽・破損しており、流通していない空家に対する、その割合が約４０％となっています。つまり、何も利用されていない空家が９、１７０戸あり、そのうち腐朽・破損している空家が３、６５０戸。これは全住宅に対し約２．５％存在していることになります。

二つ目の○になりますが、平成25年の統計調査結果などから、今後、空家の増加とともに、周辺環境に悪影響を与える空家、特定空家というものですが、この増加が予想されることから、市民の安全確保と生活環境を保全するためには、空家等対策に取り組む必要があるとしたところでございます。

次に第3章では、第2章の現状や課題を踏まえて、空家対策に関する基本方針を定めております。3行目になりますが、本市としましては、①空家等の発生抑制、②空家等の活用の促進、③管理不全な空家等の防止・解消、④空家等対策に係る実施体制の整備等の4つを柱として「総合的な空家等対策」を推進する基本方針としたところでございます。なお、本計画では、対象地区と重点対象地区を設定しておりますが、本計画において空家等対策を進める対象地区は市内全域とし、空家の数などから特に施策を重点的に進めることとした地区を重点対象地区として設定したところでございます。その重点対象地区というのが、記載のとおり西部地区と中央部地区の既成市街地、元々から函館であった街を対象としております。

そこで、第4章では、第3章の基本的な方針をもとに、空家等対策に係る具体の取り組みとしまして、10点挙げております。まず「1空家等の実態調査」につきましては、市内全域の実態把握に努めるとともに、特に重点対象地区の実態調査を実施することといたしました。次に「2所有者等の当事者意識の醸成」につきましては、市政はこだてや市ホームページ、パンフレット、出前講座などで市民へ周知することや、実態調査で把握した空家等の所有者には、意向調査を行うことといたしました。次に「3相談体制の整備」につきましては、当部と市民部が初期窓口として対応し、必要な措置は庁内関係部局と連携することといたしました。

次に「4改修による空家等の再生支援」につきましては、既設のリフォーム補助制度の活用を促すほか、子育て世帯が街なか居住のために、空家等をリフォームする場合の補助制度を創設することといたしました。次に「5需要と供給のマッチングの促進」につきましては、北海道空家情報バンクの活用を紹介することや、街なか居住の賃貸物件を希望する子育て世帯には、既設の家賃補助制度を紹介することとしました。

次に「6適切な管理に関する所有者等への情報提供」につきましては、管理を代行する事業者を紹介することとしました。次に「7特定空家等の除却解体の支援」につきましては、特定空家等の除却補助制度を創設することといたしました。次に「8法令等の適切な運用」につきましては、特措法に則り、「助言または指導」「勧告」「命令」「代執行」と、段階を追ってこれらの措置を講じていくことといたしました。次に「9除却した空家等の跡地の活用促進」につきましては、空家等の除却後、公共空間としての活用の可能性や、住宅等の建設を誘導する仕組みについて、検討することといたしました。

最後になります「10実施体制および庁内連携の強化」につきましては、庁内部局で構成する「函館市空家等対策連絡調整会議」により、対策を進めることとしたものでございます。

以上が(2)函館市空家等対策計画の概要の説明になります。

○ **事務局員**

只今ご説明申し上げました内容について、何かご質問等はございますでしょうか。

○ **委員**

質問なし。

..... **6 議 事**

○ **事務局員**

続きまして、4ページ目をお開き願います。6の議事に進ませていただきます。

..... **議 案 1**

「(1)の会長および副会長の選出について」でございます。

函館市空家等の適切な管理に関する条例第14条第2項の規定に基づき、委員の互選により選出していただきたいと存じます。どなたかご推薦ございませんでしょうか。

○ **委員Bほか**

事務局に一任。

○ **事務局員**

只今「事務局に一任」とのお声をいただきましたので、私の方からご推薦したいと思えます。会長には、当協議会の前身にあたる対策審議会の会長を務めていただいた「委員J」を、副会長には同様に「委員D」にお願いしたいと存じますが、いかがでございますか。

○ **委員**

異議なし。

○ **事務局員**

委員J, 委員D, ご承諾いただけますでしょうか。

○ **委員J・委員D**

はい。

○ 事務局員

それでは、会長は委員Jに、副会長は委員Dに決定いたします。
会長には、会長席にお移りいただき、この後の会議進行をお願いいたします。

○ 会長

委員Jでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。この時期ですので、皆さんも大変な状況だと思えます。テキパキ進めていきたいと思えますので、皆さんご協力をお願いいたします。着席させていただきます。

それと罹ってはいませんが、マスクで進行させていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、次第に沿って議事を進めて参りたいと思えます。

…………… 議 案 2 ……………

「(2)空家等対策協議会運営要領の決定について」でございますが、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局員

4 ページ目の下段をご覧ください。函館市空家等の適切な管理に関する条例第19条の規定を抜粋してございますが、協議会の運営に関しましては、会長が協議会に諮って定めることとなっております。本協議会を適切に運営するために、本要領を定めようとするものでございます。

次に別添の資料3をご覧ください。当協議会の運営要領の案でございます。

まず第1条につきましては、先程申し上げました条例第19条を根拠に本要領を定める趣旨を規定するものでございます。第2条につきましては、会議の招集にあたっての手続き、第3条では、緊急の必要がある場合など、特例として書面会議でも協議会の開催ができる旨を規定するものでございまして、第4条では、会議の議事録の作成方法について、規定するものでございます。

第5条は、その条文が1ページから2ページになりますが、部会を設置することのほか、設置した場合の部会決議の効果など、部会の運営に関することを規定するものでございます。

第6条では、市長に代わって職務代理をおくことができることについて、第7条では、本会議を公開、部会を非公開とすることなどについて、第8条では、会議を公開した場合、傍聴人がおりますので、その方々が傍聴するにあたっての手続きのほか、会議を円滑に進めていくため傍聴人が為すべき留意点について規定するものでございます。

3 ページになりますが、第9条では、本会議の会長印の管理について、4 ページの第10条につきましては、本協議会の事務は、都市建設部都市整備課において行うことを規定するものでございます。

以上が(2)空家等対策協議会運営要領の説明になりますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

○ **会長**

ありがとうございます。ただいま事務局から説明のあった件について、委員の皆様から何かご質問またはご意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、事務局から提案された運営要領の内容で決定したいと思います。よろしいでしょうか。

○ **委員**

異議なし。

○ **会長**

はい。それでは皆様異議がないようですので、原案どおり要領を決定いたします。

…………… **議案 3** ……………

続いて「(3)部会委員の指名について」に進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○ **事務局員**

それでは、議事(3)部会委員の指名についてご説明申し上げます。5ページをお開き願います。

部会の設置根拠となりますが、条例第17条第1項に「協議会は、必要に応じ、委員5人以内をもって部会を置くことができる。」と規定されており、また、先程ご承認を頂きました協議会の運営要領第5条第1項には「空家等の適切な管理に関し、必要な事項を調査審議するため、協議会に部会を置く。」と規定されております。

この必要な事項の調査審議とは、具体的にどのようなものを想定しているかと申しますと、例えば、本市では特定空家を認識した場合、その所有者に対して助言、指導、命令、行政代執行と必要な措置を講じていきますが、行政処分となります措置命令を発する場合に、これまでは本協議会の前身であります空家等審議会に対し、意見を伺うこととしておりました。本年4月に協議会の設置とともに審議会が廃止されたことから、今後は当該審議会に代わり、本部会には、措置命令に関する市の諮問に応じて、審議して頂きたいということでございます。

このようなことから、現時点で、措置命令に至るような急迫した危険な空家などはございませんが、老朽化等何らかの要因で、市が緊急に対応しなければならない場合も想定されることから、本協議会において、この度、部会委員をあらかじめ指名していただき、部会を設置しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○ **会長**

ありがとうございます。部会について、ただいま事務局から説明のあった件について、委員の方々から何かご質問などはございますでしょうか。
よろしいですか。

○ **委員**

異議なし。

○ **会長**

協議会を見ますと今日入れて4回の予定ですね。部会が設置された場合に、この合間合間に入ると思うんですけども回数とか時期については、概ね決まっているのでしょうか。

○ **事務局員**

先程説明しましたとおり現時点で命令に至るような特定空家というものが今のところありませんので、予定というところありませんけれども、今後そのようなことがあった場合は急遽お願いをし、ご意見を伺いたい。必要に応じてといいますか、今のところは予定はないということになります。

○ **会長**

わかりました。

それでは、部会についての委員の指名ですが、事務局側から何か提案はありますでしょうか。

○ **事務局員**

私の方から、ご提案申し上げます。事務局といたしましては、調査・審議に係る各専門分野から1名ずつご参加いただきたいと思います。法務の分野で会長、経済の分野で副会長、建築の分野で委員E、不動産の分野で委員G、福祉の分野で委員H。以上の5人の方々をお願いしたいと思います。

○ **会長**

ありがとうございました。今、事務局から提案のあった、私を含めて5人の委員で構成することで皆様よろしいでしょうか。

○ **委員**

異議なし。

○ **会長**

はい。それでは、副会長、委員E、委員G、委員Hは、どうぞよろしく願いいたします。

..... 議 案 4

引き続きまして「(4)次期「空家等対策計画」の策定スケジュールなどについて」でございます。これについても事務局から説明をお願いします。

○ 事務局員

それでは、5ページ目の表をご覧ください。次期「空家等対策計画」の策定スケジュールでございます。

次期「空家等対策計画」につきましては、令和3年度初めの公表を目指しておりまして、今年度につきましては、本日の協議会を含めて全4回の開催を計画しております。

今回の第2回目は、8月下旬の開催を予定しておりまして、現行計画の検証と、次期計画の素案をお示し、ご審議をいただく予定となっております。

その次の3回目につきましては、10月下旬の開催を予定しておりまして、第2回でご意見をいただいた内容を反映した計画原案をお示し、ご審議をいただく予定でございます。

最後の4回目につきましては、1月に実施する次期計画案のパブリックコメント終了後の2月中旬の開催を予定しておりまして、公募意見を踏まえた最終的なご審議をお願いしたいと考えてございます。

以上、各委員の皆様におかれましては、ご多忙とは存じ上げますが、新計画策定まで1年間のお付き合いのほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 会長

ありがとうございます。只今、事務局から説明のあったスケジュールについて、委員の皆様から何かご質問、意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○ 委 員

異議なし。

○ 会長

では、次第6の議事については、以上でございます。

..... 7 その他

○ 会長

次に「次第7その他」について、事務局の方から何かございますでしょうか。

○ **事務局員**

特にございませので、連絡事項としてお伝えいたします。

本日の議事録につきましては、後日まとめ次第、委員の皆様にご確認をお願いしたいと存じます。

なお、第2回開催の日程につきましては、後日調整をお願いしまして、改めてご案内したいと思います。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○ **会長**

はい。どうも皆様お疲れさまでございました。

これまでの議案に関して、総括的な質問ご意見ございますでしょうか。

○ **委員E**

空家対策についてなんですが、今まで市で助言だとか指導といったような物件はあるのですか。

○ **事務局員**

今、その数は持っていないですけれども、助言、指導は日々行っております。

○ **委員E**

その上の勧告までいってるんですか。

○ **事務局員**

勧告したことは今までありません。そこに至るまでの酷い物件はないということでもあります。

○ **委員E**

はい。

○ **会長**

他にありませんでしょうか。

私から2点ほどよろしいでしょうか。

腐朽、破損ありという3,650戸の中に、共同住宅とか入っているということですよ。それを含めてですよ。

○ **事務局員**

この3,650戸は国の調査結果になるのですが、共同住宅といいますと何戸かが入っています。ただ、空家特措法上の空家は全戸が空いているという状況でないと、空家としてカウントされないのですが、この3,650戸とは、アパート、共同住宅などの空き住戸も含めて示されているものになります。

○ **会長**

例えば1棟10戸っていったら1棟ですよ。

○ **事務局員**

そうですね。空家の法律上は1棟になります。

○ **会長**

棟数とか、これ3,650戸ってなんとなく感覚的にわかりづらいのですが、棟数って例えば普通の住宅とかアパートとか混在してると思うのですが、2~3千なのですかね。多分わからないと思うのですが。感覚的なものとして、多いのか少ないのかどうなのでしょう。

○ **事務局員**

私ども28年度から空家のデータベース化してまして、その各年度ごとの棟数ごとのデータはあります。例えば函館市の方で把握してるものと、先程の3,650件はあくまでも国が全市的に全部を調査しているものではなくて、抽出して調査してそれを市内にこれだけあるだろうという想定の数になります。ただ、私どもは戸数ではなくて棟数で把握しておりまして、令和元年度末で空家は1,350棟になります。傾向とすると西部・中央部地区こちらがそのうち777棟で約6割くらいが西部・中央部地区になります。その裏付けとすると古い建物が西部・中央部地区はどちらかという和多いですから、そういった傾向になっているのかなと思います。

○ **会長**

わかりました。

あと1点なんですけれども、この制度は代執行だとか行政手続きを想定してますよね、基本的に。他にもう老朽化した空家についての取り壊しを自治体が予算を組んで他の手続きでやる方法がたくさんあるのですが、それもこの部署なのですか。

○ **事務局員**

私どもになります。他の手続としますと、条例の中で緊急管理行為というものがあまして、状況によってこれまでも何棟か条例を根拠に緊急管理行為を行っています。

○ **会長**

管理人の選任、例えば相続人が放棄したり、不在者とかで管理人を選任して、もう先行して取り壊すと。そうすると土地が残ったときに管理人だと売却して代金回収とかが可能なのですが、それは別の部署なんですか。

○ **事務局員**

基本的に空家に関していうと、まず都市建設部が総括してやっております。案件によって個別に例えば保健所のほうで、対応してもらうのもありますけれど、基本は当部で行います。おそらく会長がおっしゃるのは、相続財産管理人制度なのかなと思ったのですが。

○ **会長**

そうですね。不在者とか相続財産管理人ですね。

○ **事務局員**

それについても当部でやっております。去年、司法書士会さんの協力をいただきながら本格的には来年度以降やっていきたいというふうに思っております。去年から着手しております。

○ **会長**

わかりました。実は他の市町村で何年か前にやってるというのがありまして、結構頼まれてやるんですよね。地方だと売れないのですが、市内の場合だと土地がそうなった時に売れるのかなど。件数的にはまだ少ないのですね。

○ **事務局員**

そうですね。少ない多いといえますか、そのような物件はあります。

○ **会長**

わかりました。私からは以上です。

他にありませんでしょうか。

委員Bどうぞ。

○ **委員B**

委員Bです。今回新しく入った者ですから、ちょっと聞いておきたかったのですが、この協議会の前の方策審議会、これは何年前に発足して今までどんな審議がなされたのかというのを簡単にでよろしいので。これからこの協議会に参加するにあたって、今までの経緯を簡単に知りたいなと思っております。

○ **事務局員**

先程、議案のこれまでの経過というもので説明したところなのですが、審議会の設置根拠というのがまず25年度の1月の空家等の適切な管理に関する条例というもののなかで位置づけて設置しております。その開催状況としますと措置命令というようなものがあつた場合には、諮問するという役割がありました。実際には今までそういった物件はなくて、その諮問以外には現計画は28

年度から始まってますけれども、その計画を策定するにあたって、当時は審議会に対し意見をお聞きしております。

○ **委員 B**

同じようなペース、年4回くらいの開催でしたか。

○ **事務局員**

当時は年4回も開催しておりません。

○ **委員 B**

どのくらいの回数ですか。

○ **事務局員**

今回予定している回数よりも少なかったかなというように思っております。

○ **委員 B**

そんなに多くはなかったようですが、この協議会で本格的に協議することになりますか。

○ **事務局員**

そうですね。

○ **委員 B**

わかりました。ありがとうございます。

○ **会長**

他にありますでしょうか。

○ **委員 E**

直近の空家の数だとか調査した結果を次回で結構ですので、示していただければと思いますが、いかがですか。

○ **事務局員**

わかりました。まず次期計画を作る際には、今までどうだったかという現状を踏まえなければならないと考えておりますので、そういった数も次回以降お示ししたいというように思います。

○ **委員 E**

はい。

○ **会長**
他にはよろしいですか。

○ **委員**
はい。

..... 8 閉 会

○ **会長**
本日はどうも皆様お疲れさまでございました。
第1回目ということで、お顔合わせと事務手続きが主な内容でございましたが、第2回目から本格的な議事に入るとのことですので、皆様どうぞご協力よろしくお願いいたします。
それでは、事務局にお返しいたします。

○ **事務局員**
会長，お疲れさまでございました。
以上をもちまして，令和2年度第1回函館市空家等対策協議会を終了いたします。本日は，誠にありがとうございました。

— 以上 —